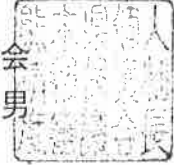


個審議答申第52号
平成26年10月30日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成26年10月16日付け県情文第446号で諮問のあった下記1については、
熊本県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記2のとおり答申します。

記

1 諮問事項

特定個人情報保護評価等に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について

2 判断

適当であると判断する。